

会議顛末書

記録者 清原 諭

| | 市長 | 副市長 | 部長 | 副部長 | 課長 | 課長補佐 | 主査・係長 | グループ員 |
|-----|---|-----|----|-----|----|------|-------|-------|
| 供覧 | / | / | / | / | | | | |
| 件名 | 令和3年度第1回公共施設等マネジメント戦略会議 | | | | | | | |
| 年月日 | 令和3年6月29日(火) | | | | | | | |
| 時間 | 午後1時30分～午後3時00分 | | | | | | | |
| 場所 | 市役所5階全員協議会室 | | | | | | | |
| 出席者 | <p>【戦略会議委員】 松尾市長公室長，岡野課長(企画課)，中村副部長(教育総務課)， 下沼副部長(生活支援課)，岡澤副部長(健康増進課)，石塚副部長(市民窓口課)， 菅沼副部長(農業政策課)，落合副部長(都市計画課)，橘原課長(都市施設課)， 永井課長(道路整備課)，藤平課長補佐(人事課)</p> <p>【関係職員】 ※龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議規程 第6条第2項による 寺田課長補佐(都市計画課)</p> <p>【説明者】 付議事項(1) 財政課：櫻井課長補佐，飯島主幹 付議事項(2) 事務局(企画課) 付議事項(3) 事務局(企画課)</p> <p>【事務局(企画課)】 仲村課長補佐，戸崎主査，清原係長(記録者)</p> | | | | | | | |
| 欠席者 | 大貫副部長(財政課) | | | | | | | |
| 内容 | <p>以下の審議(検討)事項について説明した後，協議が行われた。</p> <p>1 市有財産の売払いについて(財政課)</p> <p>【主な意見・質疑等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売却条件が「無し」となっているが，当該地は市街化調整区域に位置するため，重要事項として記載したほうが良いと思われる。 ⇒市街化調整区域に位置する旨記載する。 ・今後のスケジュールを具体的に教えてほしい。 ⇒庁議報告後，測量業務及び不動産鑑定費用を9月の補正予算に計上し，測量業務等の成果が提出されたのちに公共用地等計画連絡調整会議に諮り承認を得る。その後，公募により土地の売払いを行っていく。 ・具体的な売却見込先はあるか。 ⇒隣接地の所有者である森尾電機から購入の意向を伺っている。 <p>【協議結果】 所管課案のとおり，売却を進めて行くことで承認された。</p> | | | | | | | |

2 公共施設再編成の第2期行動計画に係る進行管理について（企画課）

【主な意見・質疑等】

・資料1の産業系施設とは具体的にどの施設を指しているのか。
⇒職業訓練校である。

・第2期行動計画で進行管理シートによる管理が終了となった施設は、第3期行動計画ではどのような扱いになるか。
⇒第3期行動計画は、第2期行動計画進行管理の対象施設であるか否かにかかわらず、計画期間内に事業化の検討を要する施設や新規事業に取り組む施設を対象とする。

【協議結果】

所管課案をもって、令和3年7月6日の定例庁議に報告することで承認された。

3 公共用地の跡地活用に関するサウンディング型市場調査について（企画課）

【主な意見・質疑等】

・質問の受付開始日が明記されていない。
⇒質問受付は公募開始日から随時受け付ける。

・サウンディングの実施期間は9/27～9/30となっているが、民間事業者等の都合もあるため、もう少し長めの方がよいと思われる。
⇒サウンディング実施期間は検討する。

・サウンディングは4施設すべての提案を求めるのか。それとも、いずれか1施設だけの提案でもよいか。
⇒いずれか1施設の提案だけでもよい。

・サウンディング型市場調査を実施した経験として、市側で跡地活用に関する意見や構想をもって臨まなければ、ただ提案を聞くだけの場となってしまい、対話まで発展しない。サウンディング実施までに整理が必要と考える。
⇒様々な利用形態が想定されるため、まずは民間事業者等のアイデアを把握し、方針策定の資料としたい。

・跡地活用の条件として既存建物を活用するか、更地にして利用するかなどの条件はないか。
⇒民間事業者等により跡地の利活用方法は様々であると考え。まずは、どのような跡地活用方法があるのかをお聞きし、民間事業者等との対話の中で建物を残存させるか、更地にするかなどの判断材料としていきたい。

【協議結果】

いただいた意見を基に修正作業を行い、令和3年7月6日の定例庁議に付議することで承認された。

| | | | |
|------|-------------|--------------------------|--|
| 情報公開 | 公開 | 非公開（一部非公開を含む）とする理由 | （龍ヶ崎市情報公開条例第9条第5号該当） ・実施機関の内部における検討等の意思決定過程 |
| | 部分公開 非公開 | 公開が可能となる時期 （可能な範囲で記入） | |

※ この様式は、会議顛末書の他、報告書（人事行政課に提出する研修報告書は除く）、交渉記録簿、打合せ顛末書等に適宜表題を変更して使用します。